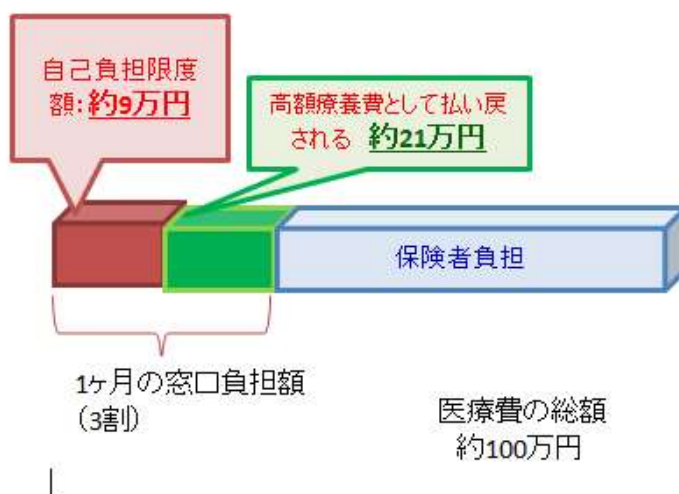


高額療養費制度とは

高額医薬品の保険適用が相次いでいますが、患者が負担する医療費が過重にならないよう、1ヶ月間に医療機関や薬局に支払った額が所得などに応じた上限を超えたとき、超過分を払い戻す仕組みです。

(※入院食費・住居費・差額ベット代・先進医療にかかる費用等は支給の対象外)

<高額療養費制度のイメージ図> 例:70歳未満・医療費自己負担分3割、医療費の総額約100万円の場合



Q1.70歳未満と70歳以上で高額療養費を受けるのに手続きの違いはありますか？

A1.70歳未満と70歳以上では手続きが異なります。

<70歳未満の方>

事前に「**限度額適用認定申請書**」を**保険者※1**に申請し、「**高額療養費限度額適用認定証**」の交付を受け、保険証と共に医療機関に提示すると、窓口で自己限度額までの金額(月単位)の支払いとなり窓口負担を抑えることができます。

※1:ご自身が加入されている公的医療保険(健康保険・共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療)

【70歳未満－自己負担限度額表】

所得区分	適用区分	自己負担限度額(月額)	多数回該当
標準報酬月額 83万円以上	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
標準報酬月額 53万円～79万円	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
標準報酬月額 28万円～50万円	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
標準報酬月額 26万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

<70歳以上の方>

●所得区分が「**一般**」「**住民税非課税**」の方

事前申請は不要で「**高齢受給者証**」または「**後期高齢者医療被保険者証**」を医療機関に提示すると自動的に窓口で請求される金額が上限額までとなります。

●所得区分が「**現役並み**」の方

70歳未満の方と同様に事前の手続きと窓口での「**高額療養費限度額適用認定証**」の提示が必要となります。

【70 歳以上 - 自己負担限度額表】

所得区分	適用区分	自己負担限度額（月額）	多数回該当
標準報酬月額 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	Ⅵ 現役並Ⅲ	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
標準報酬月額 53 万円～79 万円 課税所得 380 万円以上	Ⅴ 現役並Ⅱ	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
標準報酬月額 28 万円～50 万円 課税所得 145 万以上	Ⅳ 現役並Ⅰ	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
標準報酬月額 26 万円以下 課税所得 145 万未満	Ⅲ 一般	18,000 円	-
住民税非課税世帯	Ⅱ 低所得	8,000 円	-
	Ⅰ 低所得		

Q2. 事前に高額療養費の申請をせず支払いをした場合、あとから申請して払い戻しを受けることはできますか？

A2. できます。さかのぼって申請できる期間は 2 年間です（診療を受けた月の翌月の初日から 2 年）。
申請するには「医療機関に支払いを行った領収証」を保管し、ご加入の保険者に申請方法を確認し、必要書類などを提出します。審査（おおよそ 3 ヶ月程度）を経て、窓口負担額と自己負担の上限額の差額を受け取ることができます。

Q3. 同居している家族で高額療養費を合算することはできますか？

A3. 世帯内の「医療保険が同一の加入者」で合算できます。（下記例参照）

窓口でそれぞれが支払った自己負担額を 1 か月（暦月）単位で合算し、その合算額が一定額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。

※70 歳未満の方の受診については 2 万 1 千円以上の自己負担のみ合算されます。

＜世帯合算例＞

合算	家族① 被保険者	家族② 扶養者
できる	社保健保:○△保険組合加入	社保健保:○△保険組合加入
できない	社保健保:○△保険組合加入	国民健康保険:○○市

Q4. 多数回該当※2 となっていたのですが、引っ越し、同一都道府県内で国民健康保険の保険者が変更になりました。この場合、多数回該当のままの上限額の支払いとなりますか？

A. 2018 年度から国民健康保険の場合、同一都道府県内の転居なら、高額療養費の回数も引き継がれるようになりました。ただし、転居前と同じ世帯構成であることが条件となっています。（例：子が親元から転居し、新たに世帯主になる場合などは該当しません）

都道府県をまたぐ転居も引き継がれません。

※2 多数回該当

直近 12 か月間に、3 回以上高額療養費の支給を受けている場合は、その月の負担の上限がさらに引きさがります。（本文書-70 歳未満・70 歳以上自己負担上限額表参照）

参考文献: 厚生労働省 HP「高額療養費を利用される皆さまへ」・東京新聞「2019 年 7 月 11 日/知って得する社会保障」